# 入会金及び会費規程

制定 平成24年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(以下「協会」 という。)定款第7条の規定に基づき、協会の入会金及び会費について定 める。

# (入会金)

- 第2条 正会員に対する入会金は、別表の左欄に掲げる会員の区分及び単位 に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入会金の金額とする。
- 2 賛助会員に対する入会金は、協会本部に係るものについては3万円とし、 協会各支部(以下「支部」という。)に係るものについては、支部におい て別に定めるところによる。
- 3 会員が別表の会員の区分のいずれに属するかについて、疑義を生じたと きは、協会の会長が決定する。

#### (会費)

- 第3条 正会員に対する会費は、年会費とし、その額は、別表の左欄に掲げる会員の区分及び単位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年会費の金額とする。
- 2 賛助会員に対する会費は、協会本部に係るものについては年額3万円とし、支部に係るものについては、支部において別に定めるところによる。

#### (年度途中の入会者の会費)

第4条 年度途中において入会した会員の会費は、第3条による年会費を月割により計算した額(入会月を含め計算し、月割額に百円未満の端数のあるときは月単位で切り上げる。)とする。

## (会費の納入)

第5条 会費の納入は、原則として毎年6月末日までに、当該年度の会費を

納入するものとする。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めたと きは、これによらないことができる。

2 年度の途中において入会した会員の会費の納入は、定款第6条の規定に 基づく入会手続きと同時に行うものとする。

#### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 別表

会員の区分及び単位			会費等(単位万円)				
	区分						
定款第 <u>5</u> 条 (1)の列記別	対象業種	単位	入会金		年 会 費		
イ	・検査業	登録の検査事務所			10,000 台以上	1 2. 5	
					5,000~9,999 台	1 2	
				年間検査台数	4,000~4,999 台	11.5	
					3,000~3,999 台	1 1	
					2,000~2,999 台	10.5	
			5		1,000~1,999 台	9. 5	
					500~ 999 台	8. 5	
					300~ 499 台	7. 5	
					100~ 299 台	6.5	
					30~ 99 台	5. 5	
					10~ 29 台	5	
					1~ 9台	4	
					0台	3	
ロ、ハ、ニ	・ 製造業(建機・フォークリフ		10		1 5		
及びホ	トメーカー)	本社等管理部門					
	・ 部品製造業(建機・フォー						
	クリフト部品メーカー)						
	• 建設業	本社、工場、支社、支店及び	5		6		
	・荷役業	有期工事現場等労働安全衛生					
	• 製造工業	法適用事業場					
	<ul><li>リース・レンタル業</li></ul>	ただし、建設荷役車両のリー					
	<ul><li>その他</li></ul>	ス・レンタル業にあっては、都					
		道府県内は一括適用可					
	同一都道府県における2事業場目以降の事業場			3			

- 備考 1 1単位事業場が2以上の「会員の区分」に該当する場合は、主として行う事業に 該当する「会員の区分」とする。
  - 2 「年間検査台数」は、入会年度の前3年度期間中の検査業検査に係る平均年間検 査台数とし、その後は概ね4年ごとに見直すものとする。

ただし、登録期間が3年度に満たない検査業者にあっては、登録後の年間平均検査台数とし、登録期間が1年を満たない検査業者にあっては、「年間検査台数10~29台」の区分を適用する。